

武蔵村山市民企画講座実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の自主的な生涯学習活動の振興と社会教育推進の原動力となる自主団体の育成を図ることを目的に、幅広い分野において市民が学び合う学習機会を提供するため、市民が講師として企画に参加する講座（以下「市民企画講座」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 市民企画講座に応募できる者は、武蔵村山市民および市内に活動拠点をおく者とする。

(市民企画講座の定義)

第3条 市民企画講座は、公民館事業の市民講座のひとつとして実施する。

2 市民企画講座は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 内容は、その年度のテーマに沿って企画運営されていること。テーマについては、公民館運営審議会の意見をもとに、決定するものとする。
- (2) 原則として2回以上7回以下で構成し、講座または実習形式であること。1回あたりの学習時間は概ね2時間程度とする。
- (3) 市内の公民館、地区会館、市民会館、総合体育館等において開催し、市民を対象としたものであること。
- (4) 営利を目的としたものや、特定の政党や宗教を支持、または反対する内容及び公共の福祉を害するものでないこと。

(申請)

第4条 市民企画講座に応募しようとする者は、武蔵村山市民企画講座申請書（第1号様式）及び武蔵村山市民企画講座計画書（第2号様式）に活動実績がわかる資料を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、武蔵村山市公民館運営審議会に

報告し、予算の範囲内で実施の可否を決定し、武蔵村山市民企画講座実施（決定・却下）通知書（第3号様式）により申請団体に通知するものとする。

（講師謝礼）

第6条 市民企画講座の講師には、1時間当たり3,000円を限度として講師謝礼を支給する。その他の交通費等の費用は一切支出しない。

教材費、材料費等は、受講生の負担とする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。